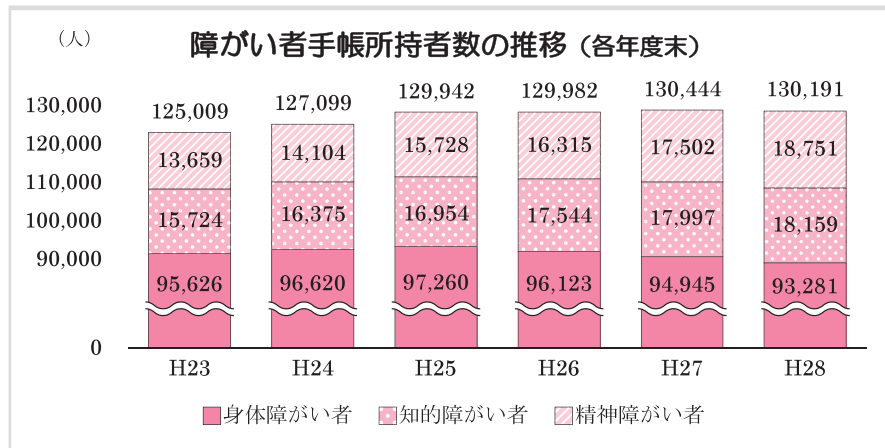


第1章 障がいのある人を取り巻く現状

1 障がいのある人の現状

平成29年3月末現在における、県内の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者93,281人、知的障がい者18,159人、精神障がい者18,751人、合計130,191人となっています。

身体障がい者については、近年減少傾向にあります。平成23年度と比較して知的障がい者は15.5%、精神障がい者は37.3%増加しています。

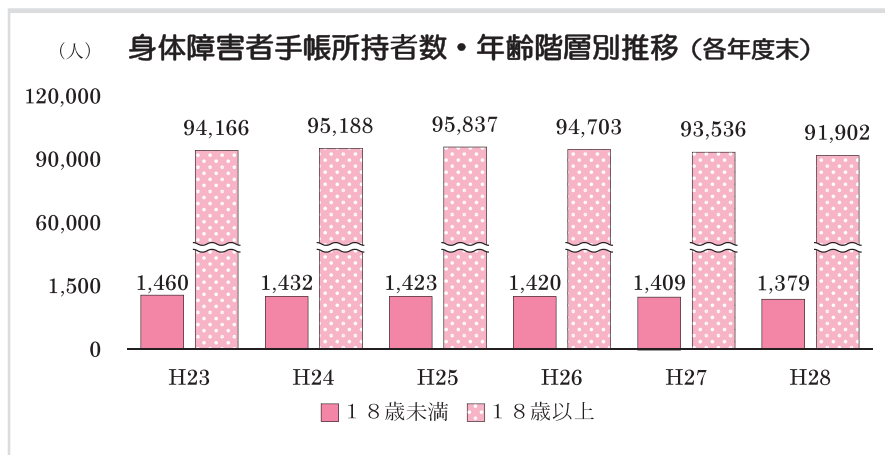


(障がい者支援課調べ)

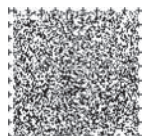
① 身体障がい児・者

○ 身体障害者手帳所持者数の年齢階層別の推移

平成23年度と比較して、18歳未満は5.9%、18歳以上は2.5%減少しています。

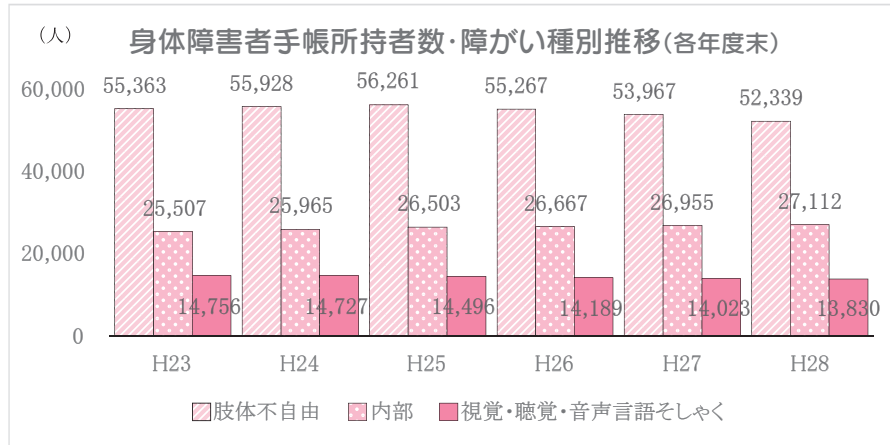


(障がい者支援課調べ)



○ 身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移

部位別で見ると肢体不自由が52,339人（56.1%）と最も多く、次いで内部障がいが27,112人（29.1%）、視覚・聴覚・平衡・音声言語そしゃく障がい13,830人（14.8%）となっています。

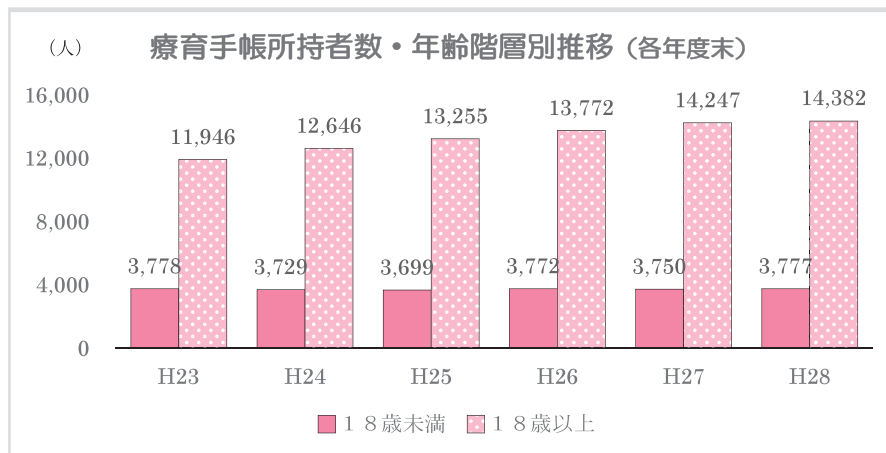


※「内部障がい」には、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸・免疫、肝臓が含まれる。
(障がい者支援課調べ)

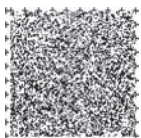
② 知的障がい児・者

○ 療育手帳所持者数の年齢階層別推移

平成23年度と比較して、18歳未満はほぼ横ばいですが、18歳以上は20.4%増加しています。

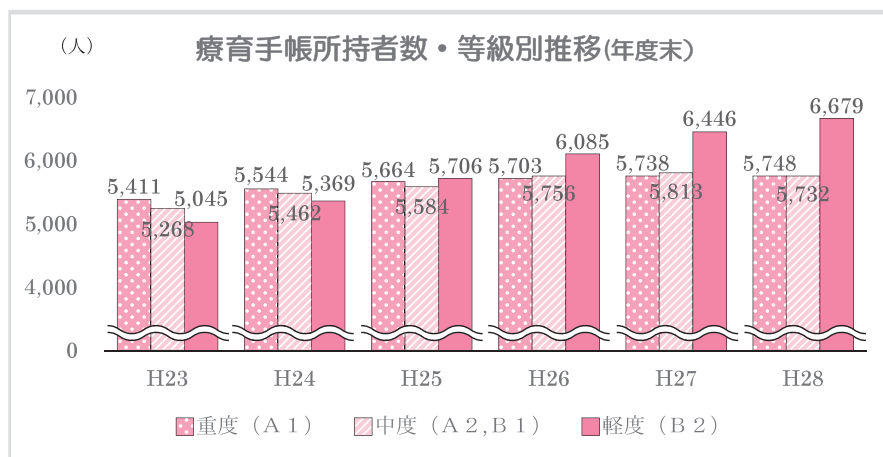


(障がい者支援課調べ)



○ 療育手帳所持者数の等級別推移

程度別では、重度（A1）が5,748人（31.7%）、中度（A2・B1）が5,732人（31.6%）、軽度（B2）が6,679人（36.8%）となっています。平成23年度と比較して、軽度が32.4%増加しています。

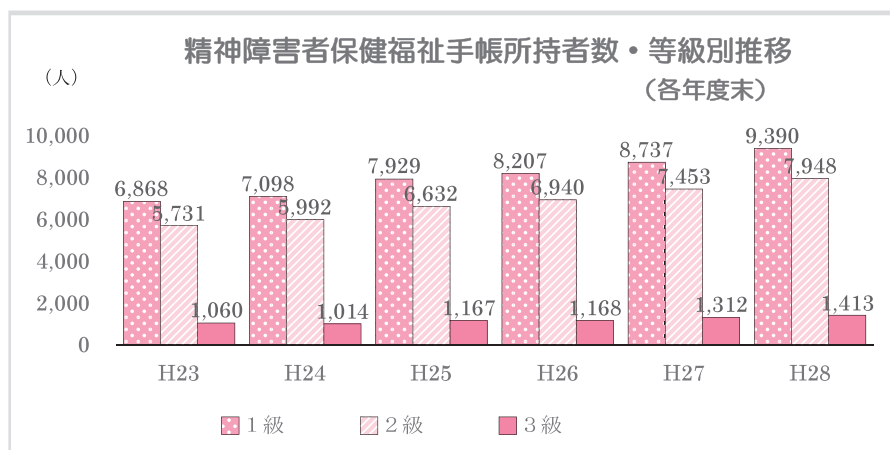


(障がい者支援課調べ)

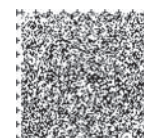
③ 精神障がい者

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

平成23年度と比較すると、1級は36.7%、2級は38.7%、3級は33.3%それぞれ増加しています。

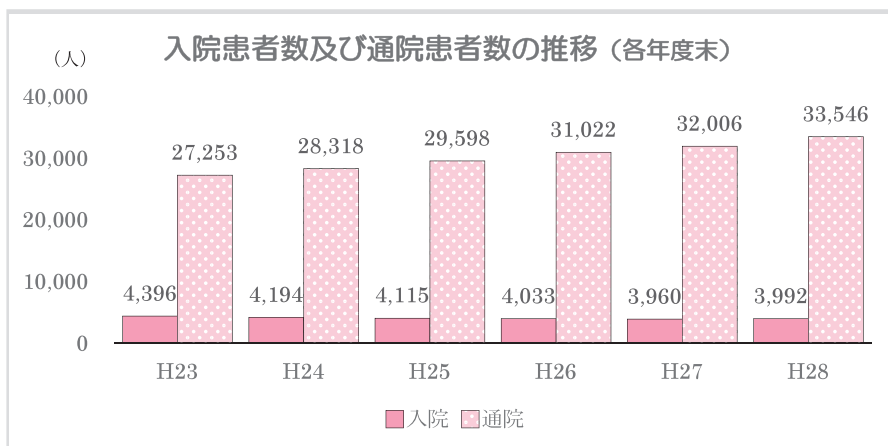


(保健・疾病対策課調べ)



○ 入院患者及び通院患者の推移

精神障がい者数は、入院患者数が減少傾向にあるのに対し、通院患者数は増加傾向にあります。



*入院患者数：病院月報による

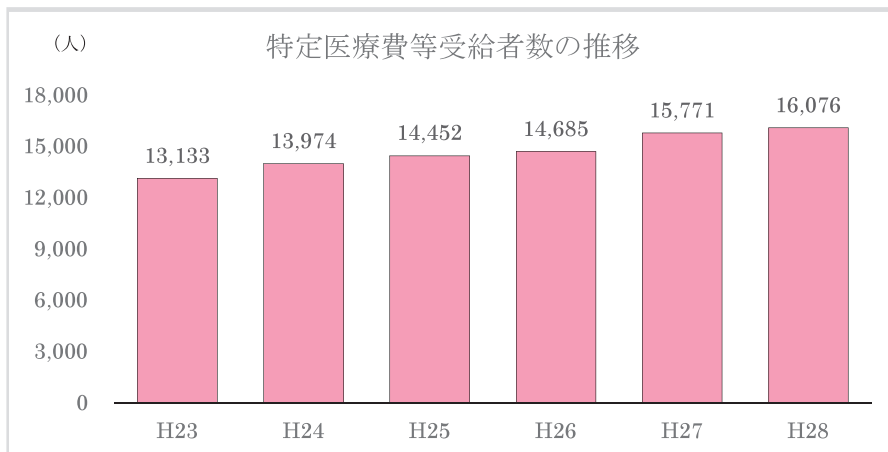
*通院患者数：自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数

（保健・疾病対策課調べ）

④ 難病患者等

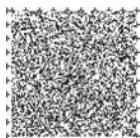
○ 特定医療費等受給者数の推移

年々増加傾向にあり、平成23年度と比較して22.4%増加しています。

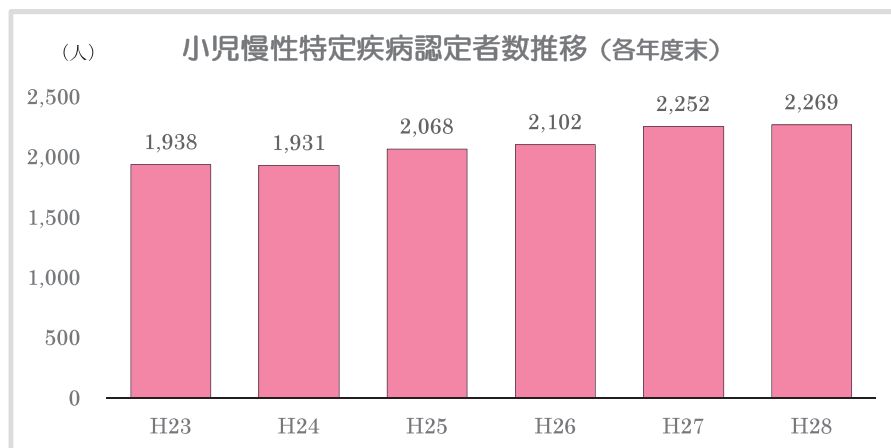


（注1）「特定医療費等受給者」とは、特定医療費、特定疾患治療研究、先天性血液凝固因子障害等、長野県特定疾病及び遷延性意識障害に係る医療費助成制度の受給者をいう。

（保健・疾病対策課調べ）



- 小児慢性特定疾病認定者数の推移
年々増加傾向にあり、平成23年度と比較して17.1%増加しています。



(保健・疾病対策課調べ)

⑤ 発達障がい者

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法 第2条）と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障がいの種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。

また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

その人はどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向け、その人その人に合った支援が必要です。

なお、厚生労働科学研究によると、未診断例を含めた発達障がいの支援ニーズは小学1年生で少なくとも10%程度は存在するとされています。^{※1}

また、発達障がいの特性があり障害福祉サービスを必要とする人は人口の0.9から1.6%と推計されています。^{※2}

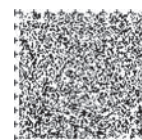
※1 「発達障害児とその家族に対する地域特性に応じた継続的な支援の実践と評価」
(研究代表者 本田秀夫)

※2 「1歳からの広汎性発達障害の出現とその発達の变化：地域ベースの横断的および縦断的研究」(研究代表者 神尾陽子)

発達障がい者支援センターへの相談件数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	1,936	2,005	1,769	1,499	1,351	1,298

(発達障がい者支援センター)



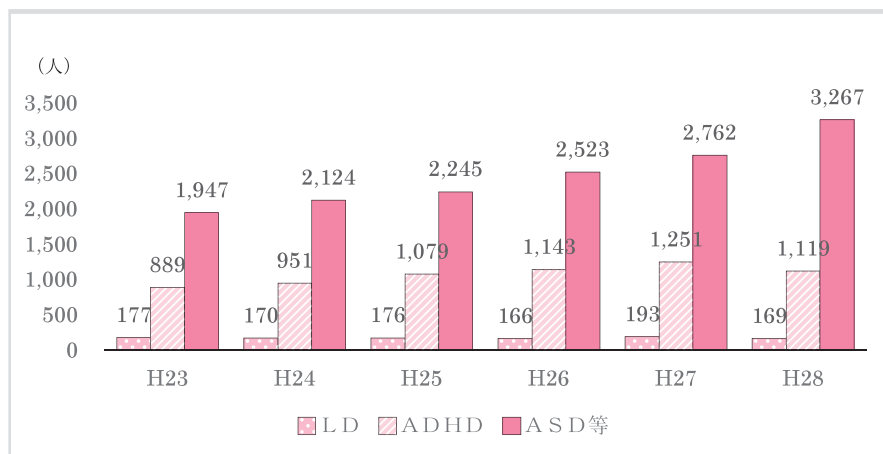
○ 発達障がい診断等のある児童生徒の状況

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等（ASD）の数値は、本県独自調査によるものです。

また、ASD等には広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、反抗挑戦性障害、複数の診断等を含めています。

・ 小学校の状況

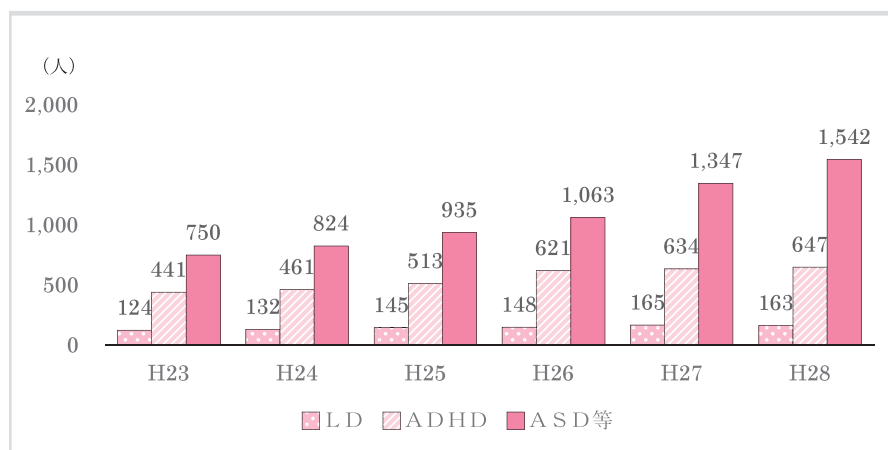
年々増加傾向にあり、平成23年度と比較して、51.2%増加しています。



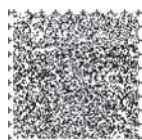
(県教育委員会調べ)

・ 中学校の状況

年々増加傾向にあり、平成23年度と比較して78.9%増加しています。

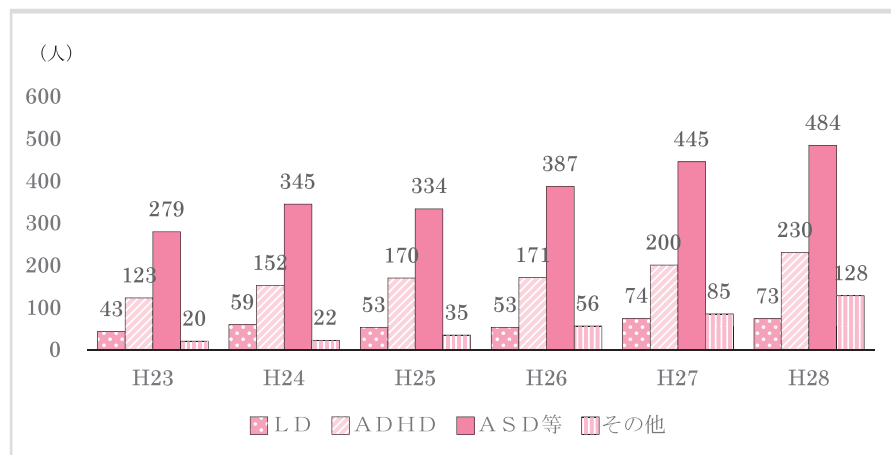


(県教育委員会調べ)



・ 高等学校の状況

高等学校においても、発達障がい等の診断等がある生徒は増加しており、平成23年度と比較して、96.8%増加しています。



(県教育委員会調べ)

⑤ 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、病気や交通事故などにより脳の一部に損傷を受けた結果、「記憶障害」「注意障害」「遂行機能障害」「社会的行動障害」等が見られ、それにより日常生活や社会生活（就労等）に支障が生じた状態をいいます。

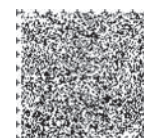
高次脳機能障害は、身体の障がいを伴わない場合もあるため、外見上からは障がいが分からないことがあります。

また、本人が自分の障がいを認識できていないこともありますので、本人の症状に合わせた支援が必要です。

高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	2,634	2,394	2,962	2,476	2,597	3,231

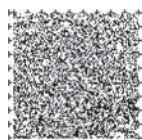
(障がい者支援課調べ)



2 障がい者施策の動向

前計画期間中に新たな法の制定や改正等が行われています。

平成 23 年 6 月 (2011 年)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の成立（平成 24 年 10 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 障がい者虐待に対応する窓口の設置 虐待が疑われる者を発見した際の通報義務を規定
平成 24 年 6 月 (2012 年)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正（平成 25 年施行、一部 平成 26 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援法から法律名変更 障がい者の範囲に難病等を追加
平成 24 年 6 月 (2012 年)	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の成立（平成 25 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等に、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務を規定 等
平成 25 年 6 月 (2013 年)	「障害を理由とする差別の解消に関する法律」の成立（平成 28 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等を規定 等
平成 25 年 6 月 (2013 年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成 28 年 4 月施行、一部 平成 30 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 雇用分野における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を規定 等
平成 25 年 6 月 (2013 年)	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正（平成 26 年 4 月施行、一部 平成 28 年 4 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 保護者制度の廃止 医療保護入院の見直し 等
平成 26 年 1 月 (2014 年)	「障害者権利条約」の批准 障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定 等
平成 26 年 5 月 (2014 年)	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立（平成 27 年 1 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 難病の医療に関する調査及び研究の推進 等
平成 28 年 5 月 (2016 年)	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立（平成 28 年 8 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援地域協議会の設置 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮 等
平成 28 年 5 月 (2016 年)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の改正（平成 30 年 4 月施行、一部 平成 28 年 6 月施行） <ul style="list-style-type: none"> 「生活」と「就労」に対する支援の充実 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進のための見直し 障がい児支援の拡充 等



3 「長野県障害者プラン2012」の取組結果と課題

前計画では、総合的に施策を推進するために体系づけた5つの分野別施策と5つの重点施策に基づき、数値目標等により進捗管理を行いました。

ここでは、数値目標等による達成状況を踏まえながら、前計画の主な課題と成果をとりまとめました。

なお、前計画策定時に「長野県障害者プラン2012」の一部として策定しました第3期障害福祉計画（平成24年度から平成26年度分）に係る数値目標につきましては、第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）策定時に必要な見直しを行いました。

(1) 重点施策

重点施策1 障がいへの理解と権利擁護の推進

県民一人ひとりが障がいや障がいのある方への理解を深め、地域生活の様々な場面で交流を重ねることにより、互いに権利を尊重し、障害を理由とした不利益な扱いを受けることのない社会へ。

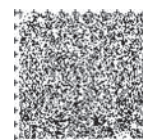
○ 計画中の主な取組・成果

- ・ 手話が言語であることの県民の理解を深め、手話がコミュニケーションとして広く普及することにより、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重し合いながら共生することのできる社会の実現を目指す「長野県手話言語条例」を制定しました。
- ・ 障がいへの理解を深め、地域の誰もが障がいのある人と共に生きるサポーターになるための県民運動「信州あいサポート運動」を開始し、運動の普及促進に取り組みました。
- ・ 障害者差別解消法の施行に伴い、相談窓口の設置や市町村及び保健福祉事務所をバックアップするための体制を整備し、差別解消の推進に向けた各種取組を実施しました。
- ・ 障がい者虐待の防止等のための「長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター」の設置、虐待通報等への対応、市町村に対する助言等の体制を整備しました。

また、市町村においても、通報等の窓口等となる「市町村障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待防止の取組を推進しました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
成年後見支援センターの設置 (市町村等による設置数：累計)	箇所	3	12	10	120.0%



○ 今後の課題

- ・ 「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある者と障がいのない者が、お互いに障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、一層の理解促進の取組が必要です。
- ・ 障害者差別解消法施行後も差別事案が発生しており、また、障がい者虐待事案の発生も後を絶たないことから、権利擁護の推進に向けた各種取組が必要です。

重点施策2 雇用・就労支援の強化

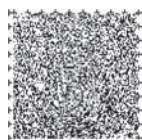
地域社会の一員として、一人ひとりの特性や能力に応じて、誰でも働くことができ、自立生活を保障するための雇用の場の確保を。

○ 計画中の主な取組・成果

- ・ 障がい者の就労支援にかかわる関係者の連絡会議や県自立支援協議会就労支援部会を通し、就労支援ネットワークの連携強化を図るとともに、障害者就業・生活支援センターを中心に、企業等で行う職場実習の場の拡大を図りました。
- ・ 県内5か所の地方事務所（現：地域振興局）に配置された求人開拓員が、ハローワークや障害者職業センターなどの関係機関と連携し、求人開拓、企業とのマッチングにより就職先を確保してきました。
- ・ 健康福祉部、産業労働部、農政部の3部連携による「障がい者の農業就労チャレンジ事業」を実施し、障がい者就労支援事業所における施設外就労の促進を図りました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
障がい者実雇用率 (各年度6月1日現在の民間企業の実雇用率)	%	1.82	2.02	2.10	96.2%
障がい者雇用率達成民間企業 (各年度6月1日現在の達成企業の割合)	%	57.0	60.2	70.0	86.0%
障がい者雇用率達成公的機関 (各年度6月1日現在の達成地方公共団体等の割合)	%	87.9	73.3	100.0	73.3%
福祉就労月額平均工賃 (対象；就労継続支援B型事業所)	円	12,290	15,246	22,000	69.3%
福祉施設から一般就労への移行者数	人	144	262	306	85.6%



- 今後の課題
 - ・ 法定雇用率未達成企業(50人以上規模：H29.6)の割合はまだ4割あり、障がい者就労の場も限られており、就労の場のさらなる拡大が必要です。
 - ・ 一般企業等での就労が直ちには難しい障がい者に働く場を提供する就労継続支援B型事業所における工賃水準の向上が、引き続き求められています。
 - ・ 現在、農業就労が注目されていますが、農業者のニーズ(作業時期や内容等)に的確に応えるとともに、多様な分野における就労の場の拡大が必要です。

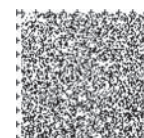
重点施策3 地域生活の充実

住み慣れた地域での暮らしの場の確保や、相談支援体制の充実を図るとともに、専門性の高い福祉人材の確保・定着へ。

- 計画中の主な取組・成果
 - ・ 短期入所事業所(福祉型)やグループホームの整備・充実を図りました。
 - ・ 障害福祉サービス利用を希望する全ての障がい児・者に対して、サービス等利用計画が提供できる体制が整備されました。
 - ・ 各圏域において自立支援協議会を中心に地域生活支援拠点の整備を推進しました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H25年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
入所施設から地域生活への移行 (移行者数：H26からの累計)	人		169	312	54.2%
施設入所者の減少(H25年度入所者数2,479人からの減少数：H26からの累計)	人	2,479	93	155	60.0%
共同生活援助定員数 (定員数：累計)	人	2,529	2,841	2,975	95.5%
相談支援事業における計画相談支援 (利用者数)	人	1,594	3,320	3,421	97.0%
居宅介護従業者養成研修事業者の指定 (事業者数：累計)	者	13	20	20	100.0%



- 今後の課題
 - ・ 入所施設における地域生活移行の促進とその受け皿となるグループホームの整備や居宅サービスの充実が必要です。
 - ・ 支援関係者（市町村、障がい者総合支援センター、相談支援事業所、入所施設等）間の情報共有、障がい福祉分野にとどまらない連携体制の構築が必要です。

重点施策4 人にやさしい福祉のまちづくり

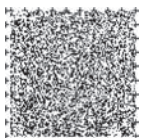
情報保障などの合理的配慮により、社会的障壁のない社会へ。
東日本大震災や長野県北部地震で明らかになった課題等を踏まえ、より実践的な防災体制づくりへ。

- 計画中の主な取組・成果
 - ・ 手話通訳者や要約筆記者などの意思疎通支援者の養成によるコミュニケーション支援、情報保障の取組や、障害者差別解消法施行にともない、職員対応要領の策定や出前講座の実施等による「合理的配慮」の提供に関する周知・啓発を推進しました。
 - ・ バリアフリー法の整備基準に県独自の整備基準の追加、法の適合義務の生じる対象施設の対象面積の引下げ及び障がい者等用駐車施設の適正利用の推進等を盛り込んだ「長野県福祉のまちづくり条例」の改正を行いました。
 - ・ 市町村における災害時住民支え合いマップの策定や福祉避難所の指定の取組が推進されました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
手話通訳者の養成（名簿登載者数）	人	175	167	220	75.9%
要約筆記者の養成（名簿登載者数）	人	174	132	300	44.0%
視覚障がい者用付加装置信号機 （設置数：累計）	箇所	409	441	470	93.8%
市町村が策定する「要援護者避難支援計画」 （全体計画）への支援（策定市町村数：累計）	市町村	57	64	77	83.1%
災害時住民支え合いマップの策定 （取組市町村数：累計）	市町村	73	71	77	92.2%
福祉避難所の指定 （指定市町村数：累計）	市町村	39	73	77	94.8%

- 今後の課題
 - ・ 多様な障がい特性に応じた情報・コミュニケーション支援や災害時支援について検討・促進する必要があります。
 - ・ いつでも、どこでも必要な時に「合理的配慮」が提供されるために、事業者や県民への普及啓発のための取組が必要です。



重点施策5 重度障害や多様な障害に対する支援

医療ケアをはじめ日常生活に多くの支援が必要な障がいの重い方や、支援に新たな視点の必要な発達障がいや高次脳機能障害などの人に対して、福祉、医療、教育等の分野やライフステージで途切れない支援体制の構築を。

- 計画中の主な取組・成果
 - ・ 一般の県民が、発達障がいの正しい知識を学ぶ「発達障がい者サポーター」の養成を推進しました。
 - ・ LD（学習障がい）等通級指導教室の増設による多様な教育的ニーズに応じた教育の場と教育対応を提供できる体制の構築を図ってきました。
 - ・ 県内4か所の高次脳機能障害支援拠点病院において、診断、リハビリテーション、就労支援及び家族支援等の取組を行いました。

【達成目標】

数値目標	単位	基準値 H25年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
医療型短期入所事業所数	箇所	12	12	15	80.0%
重症心身障がい児者通所施設 (事業所数：累計)	箇所	11	15	20	75.0%
個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村 (市町村数：累計)	市町村	10	38	77	49.4%
1歳6か月、3歳健診での発達障がい等早期発見項目の導入（導入済市町村数）	市町村	6	60	77	77.9%

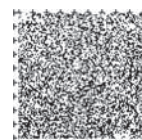
- 今後の課題
 - ・ 医療的な支援が必要な重症心身障がい児（者）等に対応する医療型短期入所施設や、緊急時に対応できる受け入れ態勢の整備が必要です。
 - ・ 精神障がい、難病、発達障がい、高次脳機能障害や強度行動障がいなど、多様な障がい特性に応じた支援の取組が必要です。

(2) 施策項目 ※前計画の数値目標 No1～No45、障害福祉計画の数値目標①～⑭

I 地域生活の支援

① 数値目標（前計画）

No	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
1	居宅介護従業者養成研修事業者の指定 (事業者数：累計)	箇所	13	20	20	100.0%
2	福祉大学校での介護福祉士の養成 (学科修了者数)	人	20	14	20	70.0%
3	福祉大学校での保育士の養成 (学科修了者数)	人	47	51	50	102.0%
4	福祉・介護従事者に対する研修実施 (研修受講者数)	人	7,708	8,847	7,800	113.4%



② 第4期障害福祉計画

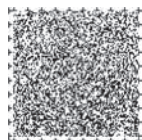
No	数値目標	単位	基準値 H25年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
①	入所施設から地域生活への移行 (移行者数 H26からの累計)	人		169	312	54.2%
②	施設入所者の減少 (H25年度入所者数 2,479人からの減少 数：H26からの累計)	人	2,479	93	155	60.0%
③	福祉型短期入所事業所数	箇所	106	122	132	92.4%
④	医療型短期入所事業所数	箇所	12	12	15	80.0%
⑤	共同生活援助定員数(定員数)	人	2,529	2,841	2,975	95.5%
⑥	精神障がい者の入院後3か月時点の退 院率	%	62.6	60.5	64.0	94.5%
⑦	精神障がい者の入院後1年時点の退 院率	%	90.4	91.4	91.0	100.4%
⑧	入院期間が1年以上である長期在院患 者数	人	2,683	2,355	2,370	100.6%
⑨	相談支援事業における計画相談支援 (利用者数)	人	1,594	3,320	3,421	97.0%
⑩	相談支援事業における地域移行支援 (利用者数)	人	29	35	79	44.3%
⑪	相談支援事業における地域定着支援 (利用者数)	人	22	82	87	94.2%

注) ⑧は長期在院患者の減少を目標としているため、達成率は(B) / (A)で算出

II 社会参加の促進

① 数値目標(前計画)

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
5	障がい者実雇用率(各年度6月1日現 在の民間企業の実雇用率)	%	1.82	2.02	2.10	96.2%
6	障がい者雇用率達成民間企業(各年度 6月1日現在の達成企業の割合)	%	57.0	60.2	70.0	86.0%
7	障がい者雇用率達成公的機関(各年度 6月1日現在の達成地方公共団体等の 割合)	%	87.9	73.3	100.0	73.3%
8	無料職業紹介事業による就職者数 (就職者数)	人	120 H19~22	286	240	119.2%
9	福祉就労月額平均工賃 (対象：就労継続支援B型事業所)	円	12,290	15,246	22,000	69.3%
10	障がい者の就農取組事業所数 (事業所数：累計)	箇所	39	109	50	218.0%
11	福祉有償運送運営協議会の設置 (設置市町村数：累積)	市町 村	63	63	77	81.8%
12	福祉移送サービス提供事業者 (登録事業者数：累計)	者	方法検討	92	拡大	—
13	身体障害者補助犬の広報・啓発	—	方法検討	充実	充実	—



No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
14	身体障害者補助犬給付(給付頭数:累計)	頭	89	106	110	96.4%
15	手話通訳者の養成(名簿登載者数)	人	175	167	220	75.9%
16	要約筆記者の養成(名簿登載者数)	人	174	132	300	44.0%
17	障がい者スポーツ指導員の養成 (登録者数:累計)	人	542	554	650	85.2%

② 第4期障害福祉計画

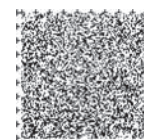
No.	数値目標	単位	基準値 H25年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
⑫	福祉施設から一般就労への移行者数	人	144	262	306	85.6%
⑬	就労移行支援事業の利用者数	人	540	470	783	60.0%
⑭	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合(単年度)	人	28.1	38.1	52.0	73.3%

Ⅲ 権利擁護の推進

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
18	成年後見支援センターの設置 (市町村等による設置数:累計) ※圏域ごとの状況	箇所	3	12 ※8圏域	10 (各圏域に 1箇所)	120.0%※ 80%
19	ボランティアコーディネーターの養成 (研修修了者数)	人	120	123	—	—

Ⅳ 安全で暮らしやすい地域づくり

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
20	市町村が策定する「要援護者避難支援計画」(全体計画)への支援 (策定市町村数:累計)	市町村	57	64	77	83.1%
21	災害時住民支え合いマップの策定 (取組市町村数:累計)	市町村	73	71	77	92.2%
22	土砂災害特別警戒区域内の要援護者施設対策事業(着手市町村数:累計)	市町村	6	54	55	98.2%
23	土砂災害特別警戒区域等の指定 (指定数:累計)	施設	14,568	26,950	28,000	96.3%
24	福祉避難所の指定 (指定市町村数:累計)	市町村	39	73	77	94.8%
25	防災拠点となる公共施設等の耐震化(多数の者が利用する建築物)(耐震化割合) ※1 5年毎の調査を基に推計するため、中間年での算出は困難	%	85	89.7 (H27)	※1	—
26	都市計画区域マスタープラン見直し区域	区域	1	39	39	100.0%
27	低床バスの普及 (低床バスの導入台数)	台	155	297	225	132.0%



No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
28	視覚障がい者用付加装置信号機 (設置数：累計)	箇所	409	441	470	93.8%
29	音響式歩行者誘導装置信号機 (設置数：累計)	箇所	143	328	230	142.6%
30	高齢者等感応化信号機 (設置数：累計)	箇所	109	115	131	87.8%
31	歩行者等支援情報通信システム (設置数：累計)	箇所	4	10	11	90.9%
32	歩車分離式信号機 (設置数：累計)	箇所	181	407	350	116.3%
33	幅の広い歩道設置[車いす使用者同士の すれ違いが可能な歩道] (県管理道路の整備延長)	km	606	668	678	98.5%
34	電線類の無電柱化 (県管理道路の整備延長)	km	34.6	39.0	36.0	108.3%
35	歩道の段差切下げ (県管理道路の整備延長)	箇所	1,445	1,861	1,805	103.1%
36	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 (県管理道路の整備延長)	km	15.0	24.6	16.8	146.4%
37	住宅改良促進事業の実施 (補助事業の 実施市町村数(中核市を除く))	市町村	53	23	76	30.3%
38	バリアフリー県営住宅への建替	—	2,324	2,409	3,024	79.7%

V 切れ目のないサービス基盤の整備

No.	数値目標	単位	基準値 H22年度等	H28年度 実績(A)	H29年度 目標値(B)	達成率 (A) / (B)
39	重症心身障がい児者通所施設 (事業所数：累計)	箇所	11	15	20	75.0%
40	発達障がい者に関する普及啓発 (発達障がい者サポーター養成講座の受 講者数：累計)	人	—	8,160	10,000	81.6%
41	個別支援ノート等の情報共有手段を活用する市町村 (市町村数：累計)	市町村	10	38	77	49.4%
42	高次脳機能障害支援事業での相談 (支援拠点機関における相談受付件数)	件	2,082	3,231	2,500	129.2%
43	妊娠 11 週以下での妊娠の届出 (届出の割合) ※2 平成 30 年 3 月末公表予定	%	92.1	※2	100	—
44	1 歳 6 か月、3 歳健診での発達障がい等 早期発見項目の導入 (導入済市町村数)	市町村	6	60	77	77.9%
45	特別支援学校における障がい者にやさ しい施設整備	箇所	361	446	452	98.7%

